



「国際版画美術館ホームページ」に お店や会社の広告を載せてみませんか？

町田市立国際版画美術館は独自のホームページを開設し、当館の展覧会や実技講座等の事業情報や刊行物案内などの様々な情報を発信しております。

この「国際版画美術館ホームページ」に、バナー広告を載せてみませんか？ 町田市や美術に関係の深い広告を募集いたしますので、ぜひご検討下さい！

1. 応募資格など

ウェブサイトを有する事業主(ただし、以下①～⑦までのもの及び、別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません。)

- ①町田市立国際版画美術館ホームページの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗営業に関するもの
- ④政治又は宗教に関するもの
- ⑤個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑥法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑦その他市長が掲載する広告として適切でないと認めたもの

2. 広告載の規格・掲載位置など

- ①募集枠 10枠(申込みは1枠)
- ②規格 1枠(横180ピクセル×縦80ピクセル)
- ③掲載期間 年度を越えない範囲で6ヶ月間を基本とする。1ヶ月単位の掲載も可能とする。
- ④掲載料 **基本は6ヶ月分の30,000円。1ヶ月分は5,000円**
- ⑤形式 PNG, JPG, GIFのいずれかの静止画でアニメーションは不可
- ⑥掲載位置 「町田市立国際版画美術館ホームページ」トップページ下側、関連リンクに続く最下段とする。掲載位置の指定は不可。

3. 応募方法

ホームページから以下の書類をダウンロードし、ご記入のうえ、国際版画美術館へお申込み下さい。また、書類提出後7日以内に国際版画美術館のメールアドレスまでバナーの画像データをお送り下さい。

○町田市有料広告掲載申込書【様式1】

※継続を希望する際にも【様式1】の提出をお願いいたします。

○町田市暴力団排除条例に基づく誓約書

4. 決定方法

「町田市有料広告掲載取扱要綱」及び「町田市立国際版画美術館有料広告取扱基準」に基づき応募資格及び広告内容を審査したうえで可否を決定します。結果は応募されたすべての方に通知します。

5. その他注意事項

○2020年度前期分(6か月)は3月1日(日)までにお申し込み下さい。

1ヶ月単位での申し込みは、**掲載開始希望日より1ヶ月前まで**にお申し込みください。

○広告掲載料は国際版画美術館から納付書を送付いたしますので、町田市公金収納取扱店の窓口にて納入してください。

○広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとします。

○指定した期日までに広告原稿が提出されないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。

○広告には必ず、事業所名を明記して下さい。

別表1

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者

別表2

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉棄損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗、中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの

《問い合わせ先》

〒194-0013 町田市原町田4-28-1



町田市立国際版画美術館

電話:042-726-2771 FAX:042-726-2840

メールアドレス:bunspo040@city.machida.tokyo.jp